

公益財団法人日本セーリング連盟
ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程

第1条 (目的)

本規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）定款に基づき、日本の「ナショナルオーソリティー」である連盟がナショナル・ジャッジおよびナショナル・アンパイアの資格認定並びに大会のプロテスト委員会構成等について定めるもので、連盟ルール委員会（以下、「ルール委員会」という）が主管する。

第2条 (名称および種類)

(1) 公認ジャッジ

連盟公認ナショナル・ジャッジ（以下、「ナショナル・ジャッジ」という）の種類をA級（以下、「A級ジャッジ」という）およびB級（以下、「B級ジャッジ」という）の2種類とする。

(2) 公認アンパイア

連盟公認ナショナル・アンパイア（以下、「ナショナル・アンパイア」という）の1種類とする。

第3条 (役割)

ナショナル・ジャッジおよびナショナル・アンパイアは、関係する選手やレース・オフィシャルズから信頼され、大会全体の公平公正のために、セイラーとしての意識を持ち、常に最新のルール解釈を学習し、所属団体および近隣団体の大会のプロテスト委員として継続的に参加しなければならない。

- (1) ルールに関する知識の向上に努め、常に情報展開に努めること。
- (2) 常に厳正中立な立場を堅持し、選手全体に対して公平な判断をすること。
- (3) 所属団体の大会に参加し、セーリング競技の普及と技術の向上に寄与すること。
- (4) スポーツマンシップの意を十分理解し、選手や指導者に対してその理解を共有すること。
- (5) 幅広い見識のもとに、スポーツマンとしての模範となるように心がけること。

第4条 (職務)

(1) 公認ジャッジ

ナショナル・ジャッジは、セーリング競技規則（以下、「RRS」という。）に基づくプロテスト委員会の構成メンバーとして任命された場合、第3条に従い、忠実にその職務を遂行すること。

(2) 公認アンパイア

ナショナル・アンパイアは、RRSに基づくアンパイアとして任命された場合、第3条に従い、忠実にその職務を遂行すること。

第5条 (新規認定資格要件)

新規に認定する場合の資格要件を以下のように定める。ただし、天災等やむを得ない事由により、これを満たすことが困難であるとルール委員会が判断した場合、ルール委員会の委員長（以下、「ルール委員長」という）は、要件を緩和することができる。

| 対象 | ナショナル・ジャッジ | | ナショナル・アンパイア |
|-------------------|----------------------------|-------------------|-------------------|
| | B級ジャッジ | A級ジャッジ | |
| 資格要件 | | | |
| 年齢 | 18歳以上 | 23歳以上 | 20歳以上 |
| 所持資格 | --- | B級ジャッジ | A級またはB級ジャッジ |
| 船舶免許 | --- | 小型船舶操縦士免許 2級以上 | 小型船舶操縦士免許 2級以上 |
| 審判実務経験 (過去2年間) | ジャッジまたはジャッジ補助*1経験を適切に有すること | ジャッジ経験を適切に有すること | アンパイア経験を適切に有すること |

| | | | |
|---------|---|----------------------------------|--|
| 所持資料* 2 | ルール・ブック ケース・ブック | ルール・ブック ケース・ブック ジャッジ・マニュアル | ルール・ブック ケース・ブック コール・ブック アンパイア・マニュアル |
| セーリング実績 | 3年以上のセーリング経験を持ち、 過去2年の間に、5回以上のセーリング経験を有すること | | |
| 会員資格 | 受験時および認定期間中、継続して連盟の会員であること | | |
| 推薦 | 所属する加盟団体の長、特別加盟団体の長、または連盟レース・オフィシャルズ委員会* 3の長から適性ありと推薦された者 | | |

- * 1 ここにジャッジ補助とは、プロテスト委員会事務局またはセーリング競技規則P 1. 1に基づいてプロテスト委員会により任命されたオブザーバーを指す。
- * 2 受講時および認定期間において入手できる最新のものを所有していること。
- * 3 連盟のODC計測委員会、レースマネジメント委員会およびルール委員会をレース・オフィシャルズ委員会という。

第6条（認定）

- (1) 連盟は、A級ジャッジとして、以下の要件をすべて満たした者を認定する。
- ① 第5条の新規認定資格要件を満たしていること。
 - ② 連盟が行うA級ジャッジ認定のための講習（以下、「認定講習」という）の全過程を受講すること。
 - ③ 連盟が行うA級ジャッジ認定のための試験（以下、「認定試験」という）に合格すること。
 - ④ ルール委員会の審査により、A級ジャッジの資格があると認められること。
 - ⑤ 別に定める講習料および認定料を納めること。
 - ⑥ 認定講習を受講して認定試験には合格したが、その他の要件を満たさない場合には、講習および試験の合格は次のRRS改定まで有効とする。
- (2) 所属する加盟団体または特別加盟団体（以下、「加盟団体等」という）の長は、B級ジャッジとして、以下の要件をすべて満たした者に対して、連盟に認定を要請する。
- ① 第5条の新規認定資格要件を満たしていること
 - ② 加盟団体等の長が指名した者（当該加盟団体等に所属するA級ジャッジ有資格者）によるB級ジャッジ認定講習を受講すること。
 - ③ 加盟団体等の長が指名した者（当該加盟団体等に所属するA級ジャッジ有資格者）が行う連盟所定のB級ジャッジ認定試験に合格すること。
 - ④ ルール委員会の審査により、B級ジャッジの資格があると認められること。
 - ⑤ 別に定める講習料および認定料を納めること。
 - ⑥ 認定講習を受講して認定試験には合格したが、その他の要件を満たさない場合には、講習および試験の合格は次のRRS改定まで有効とする。
- (3) 連盟は、ナショナル・アンパイアとして以下の要件をすべて満たした者を認定する。
- ① 第5条の新規認定資格要件を満たしていること。
 - ② 連盟が行うナショナル・アンパイア認定講習の全過程を受講すること。
 - ③ 連盟が行うナショナル・アンパイア認定試験適性審査*に合格すること。
 - ④ ルール委員会の審査により、ナショナル・アンパイアの資格があると認められること。
 - ⑤ 別に定める講習料および認定料を納めること。
 - ⑥ 認定講習を受講して認定試験には合格したが、その他の要件を満たさない場合には、講習および試験の合格は次のRRS改定まで有効とする。
- *適性審査：ポート・ハンドリングおよびアンパイア・コミュニケーション

第7条（認定講習および認定試験）

- (1) A級ジャッジ
- ① 連盟は、定期または臨時に、A級ジャッジ認定講習および認定試験を行う。

② 資格取得希望者は、所定の用紙に必要事項を記入し、別に定める講習料および認定料を添えて連盟に申し込まなければならない。

(2) B級ジャッジ

① 加盟団体等の長が指名した者（当該加盟団体等に所属するA級ジャッジ有資格者）は、任意にB級ジャッジ認定講習および認定試験を行うことができる。なお、当該加盟団体等にA級ジャッジ認定者がいない等の場合、所属する加盟団体等の長は、ルール委員会または近隣の加盟団体等のA級ジャッジ有資格者に認定講習会および認定試験の実施を依頼することができる。

② 資格取得希望者は、所定の用紙に必要事項を記入し、別に定める講習料および認定料を添えて加盟団体等に申し込まなければならない。

(3) ナショナル・アンパイア

① 連盟は、定期または臨時にナショナル・アンパイア認定講習（水上実技を含む）および認定試験を行う。

② 資格取得希望者は、所定の用紙に必要事項を記入し、別に定める認定料およびその他費用を添えて連盟に申し込まなければならない。

第8条（登録）

第6条により認定された者は、連盟の有するデータベース・システムに登録される。第6条または第12条により認定され資格を有する者の一覧は、都度、連盟公式ホームページに公示される。

第9条（有効期間）

RRSが改定され、新規則による更新のための講習（以下、「更新講習」という）さらには、更新のための試験（以下、「更新試験」という）が行われる場合、更新講習会および更新試験が開催されるまでナショナル・ジャッジおよびナショナル・アンパイアの資格は有効とする。

第10条（資格停止または取り消し）

ナショナル・ジャッジまたはナショナル・アンパイアの内、次に掲げる者は、連盟により資格を停止または取り消されることがある。

- (1) 第5条の認定資格に必要な要件を欠いた者。
- (2) 第3条の心得に反したと認められた者。
- (3) ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイアとして不適と認められた者。
- (4) ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア制度の運用に支障をきたすおそれがあると認められた者。
- (5) その他、上項（1）から（4）に準ずるとルール委員会が認めた者。

第11条（資格更新要件）

資格を更新する場合の資格要件を以下のように定める。ただし、天災等やむを得ない事由により、これを満たすことが困難であるとルール委員会が判断した場合、ルール委員長は、要件を緩和することができる。

| 対象 資格要件 | ナショナル・ジャッジ | | ナショナル・アンパイア |
|------------|--------------------|----------------------------------|--|
| | B級ジャッジ | A級ジャッジ | |
| 船舶免許 | --- | 小型船舶操縦士免許 2級以上 | 小型船舶操縦士免許 2級以上 |
| 審判実務経験 | ジャッジ経験を適切に有すること | | アンパイア経験を適切に有すること |
| 所持資料*1 | ルール・ブック ケース・ブック | ルール・ブック ケース・ブック ジャッジ・マニュアル | ルール・ブック ケース・ブック コール・ブック アンパイア・マニュアル |

| | |
|---------|---|
| セーリング実績 | 過去2年の間に、2回以上のセーリング経験を有すること |
| 会員資格 | 受験時および認定期間中、継続して連盟の会員であること |
| 推薦 | 所属する加盟団体の長、特別加盟団体の長、または連盟レース・オフィシャルズ委員会*2の長から推薦された者 |

- *1 受講時および認定期間において入手できる最新のものを所有していること。
- *2 連盟のODC計測委員会、レースマネジメント委員会およびルール委員会をレース・オフィシャルズ委員会という。

第12条（更新認定）

連盟は、以下の要件をすべて満たした者を認定する。

- (1) 第11条の資格更新要件を満たしていること。
- (2) RRS改定に伴う更新講習を改定後6ヶ月以内に受講し、審査（または更新試験）に合格すること。
- (3) 認定時から継続して以下の条件を満たしていること。
 - ① 被認定時から継続して連盟の会員であること。
 - ② 更新時および認定期間中継続して、連盟の会員であること。
 - ③ 上項①および②について自ら証明できること。
- (4) 資格更新の書類手続きを行うこと。
- (5) 別に定める講習料および認定料を納めること。
- (6) 連盟が行うジャッジ・セミナーもしくはクリニックまたはアンパイア・セミナーもしくはクリニックの参加努力をすること（これらの内1回は、ジャッジまたはアンパイア経験の1回と換算される）

上項（1）～（6）を満たさない者は、ナショナル・ジャッジまたはナショナル・アンパイアの資格が停止される。また、RRS改定後6ヶ月以内に更新をしないものについては、資格が失効する。

ただし、

- (7) 海外勤務や天災等やむを得ない事由により上記条件を満たすことが困難な場合には、申請によりルール委員長は期間延長を認めることができる。
- (8) ルール委員長は、以下の理由によりRRS改定後6ヶ月以内に十分な更新講習受講機会を提供できないと判断した場合には、RRS改定後6ヶ月以降に更新講習を実施することができ、当該講習までの期間、資格停止または失効を猶予することができる。
 - ① ナショナル・アンパイア資格更新のための水上実技に充てるマッチ・レースまたはチーム・レースの大会が、RRS改定後6ヶ月以内に十分に無い場合。
 - ② その他、天災等やむを得ない理由。

A級ジャッジまたは、ナショナル・アンパイアの資格が失効した場合には、RRS改定後に行われる連盟が認めるルール講習会に参加し、かつ、上項（3）～（6）の要件を満たすことにより、B級ジャッジの認定を行う。

第13条（プロテスト委員会等構成基準）

- (1) 国内における大会の審問の処理のため、プロテスト委員会の構成は次の基準による。

① 国際大会

インターナショナル・ジュリーを置かない場合の国際大会については、その規模に応じて連盟担当理事または、競技関係責任者と協議のうえ決定する。

② 連盟公認の全日本選手権大会およびそれに準ずる大会

プロテスト委員長は、（プロテスト委員会が、いくつかの部に分かれている場合は、その部長も）A級ジャッジとする。また、プロテスト委員会の構成は、全員ナショナル・ジャッジの有資格者とし、原則として3名以上のA級ジャッジを置かなければならない。

ただし、事情により、内1名をB級ジャッジ2名に替えることができる。なお、全構成員の過半数をA級ジャッジとすることが望ましい。

③ 水域大会

プロテスト委員長は、ナショナル・ジャッジの有資格者とする。プロテスト委員会の構成は原則として3名以上とし、その過半数はナショナル・ジャッジの有資格者とする。

④ プロテスト委員会が設置されない場合

レース委員会が抗議の処理を行う場合のメンバーは、上項②または③に準ずるものとする。

⑤ 上告否認の大会

セーリング競技規則70.3(b)により上告を否認する大会においては、プロテスト委員会は、連盟規程付則J Aに従って構成されていなければならない。【連盟規程5. 2参照】

(2) アンパイア

連盟公認の大会におけるアンパイア・チームおよびアンパイアの構成は、原則として次の基準以上による。

① 国際大会、全日本選手権大会およびこれに準ずる大会

(ア) アンパイア・チーム

1つのマッチに1艇のアンパイア・ボートとし、フライト毎に1艇以上のウィング・ボート、チーム・レースにおいてはフライト毎にチーム艇数により1～4艇のアンパイア・ボートで構成するものとする。

(イ) アンパイア

2名/ボート。チーム・レースにおいては原則として2名/ボートとするが、内1名をアンパイアでないA級ジャッジまたはB級ジャッジとすることができるものとする。

(ウ) ウィング・ジャッジ

1ボートにつき1名以上でかつウィング・ジャッジの経験のある者とする。

② 主要国内大会

(ア) アンパイア・チーム

前項①(ア)の基準に準ずるものとする。

(イ) アンパイア

1ボートに2名以上とするものとする。チーム・レースにおいても原則として1ボートにつき2名とするが、当該2名の内1名をアンパイアでないA級ジャッジまたはB級ジャッジとすることができるものとする。

(ウ) ウィング・ジャッジ

1ボートにつき1名以上とする。

③ 水域大会 (クラブレースを含む)

(ア) アンパイア・チーム

1つのマッチにつき1艇のアンパイア・ボートおよび、原則フライト毎に1艇のウィング・ボートとするものとする。チーム・レースにおいては、フライト毎に少なくとも1艇のアンパイア・ボートをその構成に入れるものとする。

(イ) アンパイア

1ボートにつき1名および経験のある者で構成されるものとする。アンパイアが、所定数確保できないときは、マッチに1名だけのアンパイアで行うことも特例として認められるものとする。また、チーム・レースにおいては、1ボートにつきアンパイア1名(またはA級ジャッジ1名)および当該職務の経験のある者とするものとする。アンパイア数が不足する場合はアンパイア1名(またはA級ジャッジ1名)のみにてアンパイアを行うことも認められるものとする。

(ウ) ウィング・ジャッジ

1ボートにつき1名以上とする。ウィング・ボートが配置できない場合には、アンパイア・ボートが交代にて行うものとする。

第14条 (事務取扱)

ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア制度事務取扱要項を別に定める。

第15条（小委員会）

ナショナル・ジャッジおよびナショナル・アンパイアに関する事務等を担当させるため、ルール委員会にそれぞれジャッジ小委員会およびアンパイア小委員会を設ける。各小委員会は、ルール委員長の指名する委員にて構成する。

第16条（規程改定）

- （1）本規程の改定は、ルール委員会がこれを発議、提案して、連盟理事会でその承認を経なければならない。ただし、他の規則や規程の改正および改定に伴う変更については、ルール委員会が発議、承認をして変更することができる。この場合、附則に記載するものとする。
- （2）規程改定について前項の承認を経たときは、ルール委員会はこれを公布する。

附則

- 1.（財）日本ヨット協会ジャッジ・マニュアルは、昭和56年12月1日より施行（昭和61年9月1日一部改定）
- 2.「ナショナル・アンパイア規程」は、平成6年5月21日より施行するジャッジ・マニュアルおよびアンパイア規程を廃止し、これに代わる「ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程」を、平成8年12月15日より施行する。
- 3.平成11年4月1日に、（財）日本ヨット協会と（社）日本外洋帆走協会が統合されたことにより、（財）日本ヨット協会の「ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程」を廃止し、これに代わる（財）日本セーリング連盟ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程を、同日付にて施行する。なお、平成15年3月31日迄の間、ルール委員長はこの規定に拘わらず、両団体の関連規定等の差異に関し、特別の措置を執ることができるものとする。
- 4.平成17年のRRS改定に伴い（財）日本セーリング連盟ナショナル・ジャッジ、ナショナル・アンパイア規程を改定し、平成16年9月4日より施行する。
- 5.平成18年4月15日一部改定、施行する。
- 6.平成20年11月22日一部改定、施行する。
- 7.平成24年9月8日一部改定、施行する。平成24年度まで有効な資格について第12条の更新認定を受けた者には、認定証を発行する。
- 8.平成24年12月8日一部改定、施行する。
- 9.平成27年5月23日一部改定、施行する。
- 10.平成29年2月25日一部改定、施行する。
- 11.平成29年5月27日一部改定、施行する。
- 12.2019年5月25日に一部改定し、2020年1月1日から施行する。
- 13.2020年12月5日に一部改定し、2021年1月1日から施行する。
- 14.2024年5月25日に一部改定し、2025年1月1日から施行する。
- 15.2025年のRRS改定に伴い、本規程を2024年12月1日に一部改定し、2025年1月1日から施行する。
- 16.2026年5月23日に一部改定し、施行する。